

令和6年度高年齢者及び事業所向けセミナー事業業務委託 仕様書

1 委託業務名称

令和6年度高年齢者及び事業所向けセミナー事業業務委託

2 委託業務の目的

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）の改正に伴い、65歳までの雇用確保（義務）に加え、70歳までの就業機会の確保が努力義務とされるなか、県内企業における70歳までの就業機会の確保状況は約30%に留まっている。また、60歳以上の高年齢者の就労意欲は高い状態にあるものの、就労を希望する高年齢者の50%以上が就職できていない状況にある。

この事業では、働く意欲のある高年齢者（概ね55歳以上）を対象として就労に対するモチベーションの向上や新たなスキル獲得を推進し、高年齢者の就業機会拡大を目的としたセミナーを実施するとともに、県内事業所を対象として高年齢者雇用に関する理解の促進や高年齢者が安心して就労できる職場環境づくりの推進を図ることを目的としたセミナーを実施する。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

4 委託業務内容

受託者は、次の業務を実施するものとし、適宜、実施内容を県と協議しながら進めるものとする。

（1）高年齢者向けセミナーの開催

働く意欲のある高年齢者（概ね55歳以上）を対象として就労に対するモチベーションの向上や新たなスキル獲得を推進し、高年齢者の就業機会拡大を目的としたセミナーを実施する。

ア 開催時期

- ・初回のセミナーは5月中に実施すること。

イ 開催回数及び開催場所

- ・開催回数は6回以上とし、北勢地域及び中勢地域において各2回以上、伊勢志摩地域及び東紀州地域において各1回以上開催すること。

※北勢地域は四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町の5市5町、中勢地域は津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町の2市4町、伊勢志摩地域は伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町の3市3町、東紀州地域は尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の2市3町をいう（以下同様）。

ウ 開催内容

- ・セミナーの内容は、再就職する際に必要な知識やスキルの獲得、高年齢者の働き方やライフプランの提案など、就労に対するモチベーションの向上や高年齢者の就業機会拡大につながる内容とし、実際に高年齢者雇用に取り組んでいる事業所の事例紹介を取り入れるなど、高年齢者の再就職に資する内容を工夫して実施すること。
- ・また、希望者を対象として、ハローワーク等が実施する個別相談コーナーやシルバー人材センターの案内ブースを設置すること。

エ 参加費用

- ・セミナー参加者の参加費は無料とすること。

オ 開催方法等

- ・セミナーの開催時間は全体で2時間30分程度とし、高年齢者の就業機会拡大を目的とした講義や事例紹介等を1時間30分程度、個別相談コーナー等の相談時間を1時間程度とすること。
- ・セミナーの実施にあたっては、関係市町及び関係機関と連携しながら進めることとし、事例紹介を行う事業所やハローワーク等と日程調整を行うこと。

(2) 事業所向けセミナーの開催

県内事業所を対象として高年齢者雇用に関する理解の促進や高年齢者が安心して就労できる職場環境づくりの推進を図ることを目的としたセミナーを実施する。

ア 開催回数及び開催場所

- ・開催回数は3回以上とし、中勢地域において2回以上、北勢地域において1回以上開催すること。また、いずれもオンライン配信とのハイブリッド方式で開催すること。

イ 開催内容

- ・セミナーの内容は、高年齢者雇用安定法や労働関係法令等に関する理解を促進し、高年齢者が働きやすい職場環境づくりにつながる内容とし、実際に高年齢者雇用に取り組んでいる事業所の事例紹介を取り入れるなど、高年齢者の就業拡大につながる内容を工夫して実施すること。
- ・また、三重県が実施する他事業と積極的に連携を図り、可能であればコラボレーションによるセミナーを開催するなど、参加事業所に有益なコンテンツを提供することに努め、事業効果を高める工夫を行うこと。

ウ 参加費用

- ・セミナー参加事業所の参加費は無料とすること。

エ 開催方法等

- ・セミナーの開催時間は全体で1時間30分程度とすること。
- ・セミナーの実施にあたっては、関係市町及び関係機関と連携しながら進めることとし、事例紹介を行う事業所等と日程調整を行うこと。
- ・オンライン配信とのハイブリッド方式で開催するにあたっては、オンライン

で参加する事業者にとっても有益なセミナーとなるよう、内容や配信方法を工夫すること。

(3) セミナーの周知等

上記(1)(2)のセミナーに関し、チラシ作成・配布、ホームページ等による広報など、幅広く周知を行うこと。作成するチラシの内容等については、あらかじめ県と協議を行うこと。

なお、高齢者向けセミナーのチラシについては6,000部以上作成し、事業所向けセミナーのチラシについては4,000部以上作成すること。

また、高齢者向けセミナーのチラシについては、管轄するハローワークに郵送又は持参のうえで高齢者への周知に協力を依頼し、事業所向けセミナーのチラシについては、県内商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、中小企業家同友会などの関係機関に郵送又は持参のうえで県内事業所への周知に協力を依頼すること。

(4) アンケート調査及びフォローアップ調査

ア アンケート調査

- ・上記(1)(2)セミナー参加者を対象にアンケート調査を実施すること。
- ・アンケート調査の内容については、あらかじめ県と協議を行うこと。

イ フォローアップ調査

- ・上記(1)セミナー参加者を対象にセミナー参加後の再就職状況調査を実施するとともに、上記(2)セミナー参加事業所を対象にセミナー参加後の高齢者採用実績調査を実施すること。
- ・なお、セミナー開催時期によっては、上記フォローアップ調査を行うことが困難であると想定されることから、セミナー開催時期をふまえて可能な範囲で実施すること。

(5) その他実施業務

ア 管理調整業務

- ・受託者は、委託業務の遂行にあたって責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業を進捗管理し、県の求めに応じて適宜取組状況等を報告すること。

イ セミナー開催に伴う派生業務

- ・セミナーの開催にあたり必要となる会場及び講師の手配、参加者の募集、会場の設営、資料や備品の準備、司会及び受付などの業務については原則として受託者において実施すること。
- ・ただし、セミナーの開催にあたって県庁舎の会議室を利用する場合には、あらかじめ県と協議を行うこと。

ウ 関係機関等との調整業務

- ・委託事業の実施にあたっては、三重労働局や各市町ハローワーク、三重県

シルバー人材センター連合会や各市町シルバー人材センター、公益財団法人産業雇用安定センター三重事務所など関係する機関と連携すること。

5 業務目標

- ・高年齢者向けセミナー参加者数 200名
- ・事業所向けセミナー参加者数 80社

6 実績報告

受託者は委託業務が完了した後、委託業務実績報告書を令和7年3月14日までに県へ提出する。

なお、委託業務実績報告書の記載項目は以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県が指示するものとする。

- ・セミナーの開催状況（開催実績、参加者数、風景写真等）
- ・アンケート調査結果
- ・フォローアップ調査結果

7 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、同規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課において行う。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 委託料の支払方法及び時期

- ・委託費は、委託業務が完了し履行確認が行われた後全額を支払うものとする。ただし、県が必要であると認める場合は、前金払いを行うことができる。
- ・受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払いを停止し、又は既に支払った委託費の額の一部若しくは全部を県に返還する。なお、上記により契約を解除した場合、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、本業務を行うにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除措置要綱」という。）」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札資格停止要綱」という。）」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除措置要綱第7条の規定により落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の

措置を講じる。

14 その他

- ・ 県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- ・ 本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。なお、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条による罰則があるので留意すること。
- ・ 本業務を行うにあたって業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ・ 本業務により発生した成果品等の著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないこととする。
- ・ 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、会計年度終了後5年間保存すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と県と協議のうえ、決定することとする。
- ・ 企画提案コンペに係る選定の効果は、令和6年度予算発効時において生じるものとする。

15 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 担当 市川、松本

Tel : 059-224-2461 FAX : 059-224-3024

E-mail : syurou@pref.mie.lg.jp